導入促進基本計画に関する誓約書

柏市長　あて

　申請した先端設備等導入計画（以下，「導入計画」という。）は、導入促進指針（以下，「指針」という。）及び導入促進基本計画（以下，「基本計画」という。）記載事項に適合したものであることを将来に亘り確約し，導入計画に変更が生じた場合、又は計画の遂行が困難となった場合等においては，速やかに市長に報告し，その指示に従うことを誓約します。

また，次の各号のいずれにも該当しないことを表明し，かつ将来に亘っても該当しないことを誓約します。

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下，「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下，「暴力団員」という。）がその事業活動を支配するもの

２　代表又は役員が暴力団員であるもの

３　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団

の維持運営に協力し，又は関与していると認められるもの

　なお，上記の事項を違え，当方の事由により指針及び基本計画，導入計画に適合しないこととなった場合又は，虚偽の申告をしたことが判明した場合には，導入計画の認定が取消されても異議を申しません。

　年　　月　　日

住　　　所

名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名